

平成31年定例第1回市議会会議録(第4日)

平成31年3月22日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥 菌	由美子	9番	荒 卷	隆 伸
2番	吉 原	政 宏	10番	瀬 口	健
3番	(欠 員)		11番	川 口	正 宏
4番	末 吉	達二郎	12番	壇	康 夫
5番	古 賀	義 教	14番	中 島	一 博
6番	前 原	武 美	15番	坂 口	孝 文
7番	(欠 員)		16番	宮 本	五 市
8番	上津原	博	17番	牛 嶋	利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

13番 中 尾 眞智子

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	堤和美
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	総務課長	椛嶋晋治
教育長職務代理者	井上正明	財政課長	木村勝幸
監査委員	平井常雄	財政課長補佐 兼財政係長	大坪康春
総務部長	西山俊英	福祉事務所長	坂口浩二
保健福祉部長	松尾博	健康づくり課長	田中聡美
市民部長 兼市民課長	加藤康志	環境衛生課長	松尾和久
環境経済部長	坂田良二	農林水産課長	宮崎眞一
建設都市部長	富重巧齊	商工観光課長	江崎秀樹
教育部長	野田圭一郎	上下水道課長	甲斐田裕士
消防長	北嶋俊治	学校教育課長	加藤武美

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 同意第1号 副市長の選任について
- (2) 同意第2号 教育委員会教育長の任命について
- (3) 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- (4) 同意第4号 教育委員会委員の任命について
- (5) 同意第5号 監査委員の選任について
- (6) 同意第6号 公平委員会委員の選任について
- (7) 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (8) 同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (9) 同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (10) 議案第1号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第2号 みやま市与田準一記念館条例の制定について
- (12) 議案第3号 みやま市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の制定について
- (13) 議案第4号 みやま市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例の制定について
- (14) 議案第5号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- (15) 議案第6号 下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (16) 議案第7号 有明生活環境施設組合の共同処理する事務の変更及び有明生活環境施設組合規約の変更について
- (17) 議案第10号 指定管理者の指定について
- (18) 議案第11号 字の区域の変更について
- (19) 議案第12号 みやま市道路線の認定について
- (20) 議案第19号 平成31年度みやま市一般会計予算
- (21) 議案第20号 平成31年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (22) 議案第21号 平成31年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (23) 議案第22号 平成31年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (24) 議案第23号 平成31年度みやま市公共下水道事業特別会計予算
- (25) 議案第24号 平成31年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算

- (26) 議案第25号 平成31年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算
- (27) 議案第26号 平成31年度みやま市用地特別会計予算
- (28) 議案第27号 平成31年度みやま市水道事業会計予算
- (29) 議案第28号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第6号）
- (30) 閉会中の継続調査の申出について

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、13番中尾眞智子君におかれましては、先日に引き続きまして欠席届が提出されております。これを許可しておりますので、御承知おきをお願いいたします。

これより議案審議に入りますが、同意第1号から第9号までの9件と議案第28号の1件が追加議案として提出をされておりますので、報告をいたします。

日程第1 同意第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第1．同意第1号 副市長の選任についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

皆様おはようございます。それでは御説明を申し上げます。本議会に追加して御提案いたします議案につきまして、まず一括して御説明を申し上げます。

今回、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております同意第1号 副市長の選任についてから議案第28号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第6号）までの10件でございます。

まず、同意第1号 副市長の選任につきましては、地方自治法第162条に基づく副市長の選任につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、同意第2号 教育委員会教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づく教育長の任命につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、同意第3号及び同意第4号 教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づく教育委員会委員の任命につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、同意第5号 監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定に基づく監査委員の選任につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、同意第6号 公平委員会委員の選任につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づく公平委員会委員の選任につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、同意第7号から同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定に基づく固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

最後に、議案第28号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第6号）は、平成30年度予算の10款1項1目、教育委員会費につきまして、報償費の追加補正をお願いするものでございます。

以上が今回追加提案いたします議案でございます。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

それでは、同意第1号 副市長の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成30年10月13日より不在となっておりますみやま市副市長につきまして、宮寄敬介氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

宮寄敬介氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

今、市長のほうから副市長の選任事項ですから、同意事項として説明いただいて、私もたまたまこの方を知っております。非常に真面目な方で、大きな意味でいくと、私の部下の方

であった立場の方で、真面目で真摯に取り組み、識見を有し、そこら辺については何ら異議ありません。ただ、きょうも人事案件ということで、多くの方が傍聴に来てありますから、その同意に対して反対するつもりはありませんので、討論、採決というところまで私はするつもりはありません。ただ、市長の提案理由が、ちょっと簡単過ぎて、私としては、これを生むためには非常に苦労したわけです。市長も全身全霊掲げてこれをされたとは私は思っております。そういう部分が説明の中で全然ないと。

ということは、これは市長がおられない時期なんですけれども、教育長、去年の6月は、議員及び執行部が集まったこの議会の場で、いろいろな質疑があつて、そのときは執行部のほうに取り消しをされた。非常に市民に見える形でされたという、これが本来の議会のあり方じゃないかというところが私の議会人としての原点なんですよね。先ほど言いましたように、この案件が出るに当たっては、2月4日、8日、各議員が真摯な気持ちでいろんなことをし、それに松嶋市長は自分の思いをぶつけて、それこそ委員会室で話し足らんで、私のところに話しに来られたということも、これは熱意があるからこそ来られたと思うんですよね。それは非常に評価しますけれども、ここでこういう質疑もなく、県の方が来られて、しゃんしゃんと決まったということでは、市民の理解を、特に松嶋市長は僅差といえども勝たれたんだから、提案権は市長にあるから、それに私は何ら異論はありません。だからゆえに、この議会を大事にして、この場でそういう部分について話をさせていただかないかないんじゃないかと、交付税の問題とか、自分の経験上、県庁に対してとか、いろいろ話がありましたですね。これについては、私は議長のほうにもここに至るまでの経緯というのは、やっぱり議長からの御説明があつてしかるべきじゃないかと。これは議長に対して質疑は私ではできません。だけど、市民に対しては、この議会のあり方で、これだけ真摯な気持ちでいろいろ討議してなったんだというような説明がしかるべき形であるべきじゃないかと私は考えているわけなんですよね。じゃないと、私、議会報の委員会の委員でもあるわけなんです。委員長と奥菌委員の了解をとって、委員としての立場で言いますけれども、書くときに、しゃんしゃんという言葉は使いません、全員が同意したというだけでは、市民の議員に与えた負託に答えていないような気がするわけなんです。先ほども言いましたように、松嶋市長が苦渋の決断の中で出した、これに反対する気はありませんけれども、市民に見える形にする意味において、先ほど言った2月4日、8日、この内容で市長がどういう熱い思いで言ったかというようなことを含め、また議長がこれについて、あのときは本当に苦渋の決断をして、

一人でも反対がおつたらいかないと。今、これを言っただけでもわからないと思うんですよ、市民の方は。だから、そこら辺をちょっとよければ市長からも言ってもらいたいですけれども、議長とは話されて、そこら辺の整理をしてすべきじゃないかと私は議長に対する質問ではありません。それは重々至極だけれども、やっぱり市民のために市長もあり議員もありますから、そこをちょっと考慮してもらえないかということで、提案と市長に対しては質問がありますけれども、いかがでしょうか、議長。

○議長（牛嶋利三君）

わかりました。ちょっと質問者と申しますか、4番末吉議員さんにはお願いですが、今、市長のほうから、この同意第1号、副市長の選任に対する提案理由説明をいただきましたけれども、今まで例えば、2月、2日間おっしゃった日にちのときに、臨時での全員協議会まで御案内したですよ。そこでの提案に至るまでの説明があったじゃないですか、市長のほうから全議員さんにですね。そういったところがこの本会議再開したところの中での説明が不十分じゃないかというようなことでしょうか。

それともう一点、いわゆる議会報に対する、毎回議会終了後に発刊するやつに対する経緯そのものがお示しできない限りは、市民に対する理解が得られんというようなことも含めてこの2点でしょう。4番末吉達二郎君、どうぞ。

○4番（末吉達二郎君）

お聞きするのはその2点です。これが今までとは変則で、議長も御存じのとおり、県のほうに人材を求める際は、特定のZという方じゃなくて、県という機関に議長も市長も同席して行かないかんといいところで、いろんな真摯な議論があったわけですよ。そういうところが書けないんですよ。また、市民の方にもきょう来てある方もわからないと思うんですよ。そういうところで、この議場の中で、議長のつかさのもとで、そこら辺は明確にするべきじゃないかということと、市長には具体的に話をしてもらったら、市長の思いが伝わると思うから、その2点です。

○議長（牛嶋利三君）

わかりました。今、壇議員のほうもちょっとこのことに対する質疑があつておりますので、この質疑を受けた後に休憩をとらせていただいて、執行部とちょっと調整をさせていただきます。よろしいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

そしたら、12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

簡単ですけども、いいですか、先に。1つだけお尋ねをしたいのは、宮寄氏の現住所が福岡市別府団地ということになっておりますので、ここに常駐というか、常勤されるに当たっては通勤されるのか、住民票を移してみやま市に在住いただいて勤務いただくのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

お答えいたします。

住民票を移していただいて、みやま市のほうに在住していただきます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

そしたら、ここで暫時休憩いたします。

午前9時44分 休憩

午前9時57分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

先立って同意第1号に対する市長説明の中で、4番末吉達二郎議員のほうから質疑がございましたけれども、一連の提案理由説明の中で、きょう傍聴席の皆さんも随分市民の皆さんが参加いただいておりますのでございますが、今後の議会報編集委員としての議会報にも、やはりもう少しいろいろ市民の皆さんに詳しくお知らせするためには、市長は提案者として、もう少し親切丁寧なかみ砕いた提案理由説明をお願いしたいというようなことでございます。

したがいまして、市長のほうから4番末吉議員に対する質疑の内容をもう少しかみ砕いた説明をお願いしてまいりたいと思います。市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）

では、末吉議員さんの質問に対してお答え申し上げます。

全国的にもそうなんですが、本格的な人口減少社会の到来、それが非常に危機感が高まっておりますし、人口減少の克服と地域の活性化による地方創生が国、地方、特にこのみやま市にとって最重要課題となっております。厳しい財政状況、それから地域経済の状況の中、

魅力ある雇用の場の創出であるとか、医療・福祉の充実強化、安全・安心、災害に強い地域づくりなど、地域の実情に応じて創意工夫しながら進めていくことが求められております。

このみやま市におきましても、こういう課題に的確に対応し、さらなる行財政改革に取り組んでいくためには、県から行財政事務に精通した人材を派遣していただくことにより、副市長としてその職務を担当していただくことが、今後、市政運営に当たっては、私としては最善の考えであると、そういう結論に達しましたので、県知事のほうにお願いをして、きょうに至ったわけでございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

ありがとうございました。確かにそういう意味で、県とのパイプを大きくつながないかんというところで、その議論を収れんする2月4日、8日の時点では、市長の思い違いがあり、交付税の増とか、そういういろんな話がありました。そこはきょうはそういうところじゃないところで提案をされているから、そこは了とします。私の気持ちとしては、市長と同じような気持ちで、2月4日、8日については、この地域に適材な方がおるんじゃないかというようなことを言って、かんかんがくがく松嶋市長とは議論をし、さっき冗談でも何でもなし、場外に出ても、その話をしたと思います。市長も御存じだと思います。

そういう中で、市長の思いがそうであると。これがひとつ大変困難な事由というのが、県に行く場合には議長同席で行かないかんというところで、こういう全協の中で、議会という場でこういう話ができなかったということは非常に残念なんですけれども、市長の思いを実現するのが市民のためになると思いますから、しっかり頑張って、また宮寄副市長案も、私、先ほど言いましたように、非常に真面目で、体を壊さないぐらいに鍛えてもらって使ってもらって、みやま市のためになるように粉骨砕身頑張っていたきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第1号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。同意第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第1号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第1号 副市長の選任については同意することと決定をいたしました。

日程第2 同意第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 同意第2号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第2号 教育委員会教育長の任命についての提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成30年3月31日より不在となっておりますみやま市教育委員会教育長につきまして、待鳥博人氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

待鳥博人氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方だと考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案の理由とさせていただきます。

す。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。同意第2号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第2号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号 教育委員会教育長の任命については同意することと決定をいたしました。

日程第3 同意第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件につきましては、一身上に関する事件でございますので、井上教育長職務代理者の退場を求めます。

〔井上正明教育長職務代理者退場〕

○議長（牛嶋利三君）

本件につきまして提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第3号 教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、井上正明氏の任期が平成31年3月31日で満了するのに伴い、同委員をみやま市教育委員会委員に再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

井上正明氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第3号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。同意第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第3号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第3号 教育委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

それでは、井上教育長職務代理者の入場を許します。

〔井上正明教育長職務代理者入場〕

日程第4 同意第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第4号 教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、湯汲和代氏の任期が平成31年3月31日で満了するのに伴い、今回新たに北原八州子氏をみやま市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

北原八州子氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより提案理由に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第4号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第4号は委員会付託を省略することと決定をいたし

ました。

これより討論を行ってまいります。同意第4号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっていませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第4号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第4号 教育委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

日程第5 同意第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5. 同意第5号 監査委員の選任についてを議題といたします。

この案件は、一身上に関する事件でございますので、平井監査委員の退場を求めます。

〔平井常雄監査委員退場〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、本件について提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第5号 監査委員の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平井常雄氏の任期が平成31年3月31日で満了するのに伴い、同委員をみやま市監査委員に識見を有する者として再任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

平井常雄氏におきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第5号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第5号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。同意第5号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第5号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第5号 監査委員の選任については同意することに決定をいたしました。

それでは、平井監査委員の入場を許します。

〔平井常雄監査委員入場〕

日程第6 同意第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6. 同意第6号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第6号 公平委員会委員の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、北嶋弘基氏の任期が平成31年3月31日で満了するのに伴い、今回新たに吉原守生氏をみやま市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

吉原守生氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第6号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第6号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。同意第6号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第6号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第6号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第6号 公平委員会委員の選任については同意することと決定をいたしました。

日程第7 同意第7号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、桑野セツ子氏の任期が平成31年3月31日で満了するのに伴い、同委員をみやま市固定資産評価審査委員会委員に再任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

桑野セツ子氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第7号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第7号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。同意第7号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第7号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第7号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することと決定をいたしました。

日程第8 同意第8号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、深野茂氏の任期が平成31年3月31日で満了するのに伴い、新たに加藤忠氏をみやま市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

加藤忠氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより提案理由の説明に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第8号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第8号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。同意第8号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第8号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第8号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することと決定をいたしました。

日程第9 同意第9号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、今福潮己氏の任期が平成31年3月31日で満了するのに伴い、新たに海谷英章氏をみやま市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

海谷英章氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第9号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第9号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。同意第9号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第9号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第9号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することと決定をいたしました。

ここで一旦議事を中断いたしまして、先ほどまで同意をいただいた人事案件につきまして、当該者から御挨拶を受けていきたいと、このように思っておりますので、暫時休憩をいたします。

午前10時26分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

日程第10 議案第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第1号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第1号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の御報告をいたします。

当委員会は、3月18日に、野田教育部長、加藤学校教育課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、本郷小学校、上庄小学校、下庄小学校の3小学校を統合し、平成32年4月より新設校として瀬高小学校を設立することに伴い、条例を改正するものです。

本条例の改正の概要は、現在の3小学校については閉校し、新設の統合小学校を設置することから、本郷、上庄、下庄の各学校の項を瀬高小学校と改め、学校の位置を現在の下庄小学校の跡地、瀬高町下庄1373番地とするものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第1号は委員長報告のとおり決定をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第11 議案第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第2号 みやま市与田準一記念館条例の制定についてを議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。引き続き坂口文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第2号 みやま市与田準一記念館条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月18日に、野田教育部長、山田社会教育課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、本市出身の児童文学者と田準一の功績を広く伝えるとともに、市民の教養及び文化の向上などに資するために、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

平成21年度より開設された与田準一記念館は、近年、記念館への問い合わせや取材も多くなっており、与田準一への関心が高まっていることから、今回の条例整備により、その功績をさらに広め、豊かな地域文化の創造に資するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号 みやま市与田準一記念館条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第12 議案第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第3号 みやま市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

産業建設常任委員会委員長の報告をいたします。

議案第3号 みやま市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日に、坂田環境経済部長、江崎商工観光課長及び関係係長等の出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、若年未就職者の発生を未然に防ぎ、また若年技能者の育成に資するため、経済的理由により専修学校等への修学が困難な若者に対する貸与事業を設けるに当たり、必要な事項を定めるものでございます。

貸与の額は、規則で定めるとともに無利子とすることといたしておりますが、県の制度に

準じ、技能習得資金の額は専門課程で月額53千円、その他の課程で30千円、また入校資金支度金100千円を予定いたしております。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号 みやま市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第13 議案第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第4号 みやま市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

同じく委員長報告をいたします。

議案第4号 みやま市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日に、富重建設都市部長、櫻木都市計画課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、都市計画法施行令の一部改正に伴い、公園等の設置が義務づけられておる開発行為の面積の最低限度について、その基準を緩和することができるようになったため、条例を制定し、基準を緩和するものでございます。

本市においては、公園整備が一定の水準に既に達しており、今後も筑後広域公園の許容面積がふえる見込みであるため、本条例を制定し、公園等の設置を義務づける開発区域の面積の最低限度を0.3ヘクタールから1ヘクタールへと変更するものでございます。

なお、緩和する区域につきましては、本市全域といたしております。

委員会では、慎重に審査をした結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第4号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号 みやま市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第14 議案第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第5号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

同じく委員長報告をいたします。

議案第5号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月6日に、執行部当局の案内のもと市道の現地調査を行いました。その後、3月13日に、富重建設都市部長、櫻木都市計画課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、市内の分譲地の開発行為で、県により工事完了公告されました3カ所の公園について、都市計画法に基づき市に帰属する公園として追加をするため、条例を改正するものでございます。

供用開始に伴い追加する公園は、高田町濃施字向田142番地9、濃施向田西広場。高田町北新開字古賀299番地16、北新開古賀広場。高田町濃施字向田147番地4、濃施向田東広場の3カ所の公園でございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第5号の討論につきましては、ただいまのところ通告が

あっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第15 議案第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第6号 下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

同じく委員長報告をいたします。

議案第6号 下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日に、富重建設都市部長、甲斐田上下水道課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、公共下水道事業、農業集落排水事業、生活排水処理事業の特別会計に地方公営企業法を適用し、平成32年4月1日より公営企業会計に移行することに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

平成27年1月27日付の総務大臣通知、公営企業会計の適用の推進についてに基づき、これまで3つの特別会計で処理していました会計を1つの公営企業会計として処理することを実施するものであります。

委員会では、慎重審査をした結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第6号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号 下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第16 議案第7号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第7号 有明生活環境施設組合の共同処理する事務の変更及び有明生活環境施設組合規約の変更についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

同じく委員長報告をいたします。

議案第7号 有明生活環境施設組合の共同処理する事務の変更及び有明生活環境施設組合

規約の変更について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日に、坂田環境経済部長、松尾環境衛生課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、有明生活環境施設組合において建設中の新火葬施設につきまして、平成32年4月の供用開始後に柳川市とみやま市が負担する管理運営経費の負担割合を定め、それに伴い、平成32年3月をもって閉鎖する有峰苑の管理運営に関する事務規定及び経費負担割合項目の削除をするに当たり、規約の変更が必要となることから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、両市が負担する新火葬施設管理運営経費の負担割合は、均等割20%、火葬件数割80%と定めることとしております。

委員会では、慎重に審査をした結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の御報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第7号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号 有明生活環境施設組合の共同処理する事務

の変更及び有明生活環境施設組合規約の変更については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第17 議案第10号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第10号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

同じく委員長報告をいたします。

議案第10号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日に、坂田環境経済部長、宮崎農林水産課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、現在、道の駅みやまを管理運営しております株式会社道の駅みやまの指定期間が平成31年3月31日をもって満了となることから、引き続き株式会社道の駅みやまを指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間といたしております。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第10号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号 指定管理者の指定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第18 議案第11号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議案第11号 字の区域の変更についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

同じく委員長報告をいたします。

議案第11号 字の区域の変更について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日に、坂田環境経済部長、宮崎農林水産課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、本市山川町で進めております県営農村総合整備事業の山川地区清水工区及び小萩工区の換地処分に伴い、土地改良区域内にある字の区域を変更する必要があることから、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

委員会では、慎重に審査をした結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第11号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号 字の区域の変更については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第19 議案第12号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 議案第12号 みやま市道路線の認定についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

同じく委員長報告をいたします。

議案第12号 みやま市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月6日に、執行部当局の案内のもと市道の現地調査を行いました。その後、3月13日に委員会室において、富重建設都市部長、城戸建設課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、県事業により道路整備を行うため、県道の一部を重複認定するものや、市道の一部を道路新設したことに伴う市道路線の見直しによるもの、また開発行為等により宅地造成された道路の寄附を受けたものなど、9路線を新たに市道路線として認定するものでござ

います。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第12号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号 みやま市道路線の認定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第20～第28 議案第19号～議案第27号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 議案第19号 平成31年度みやま市一般会計予算から日程第28. 議案第27号 平成31年度みやま市水道事業会計予算までの9件を一括議題といたします。

本件につきましては、予算審査特別委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。荒巻予算審査特別委員会委員長お願いいたします。

○予算審査特別委員長（荒巻隆伸君）（登壇）

予算審査特別委員会委員長報告をいたします。

予算審査特別委員会における審査の経過と結果について御報告をいたします。

本予算審査特別委員会に付託をされました案件は、議案第19号 平成31年度みやま市一般会計予算から議案第27号 平成31年度みやま市水道事業会計予算までの9件でございます。

審査の方法につきましては、議員全員で構成いたします全体の委員会と、各常任委員会で構成いたします分科会を設置し、執行部の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の期日は、全体会議が3月4日、11日、12日、19日の4日間、分科会は3月13日、14日、18日の3日間開催し、全体会議では、みやま市の全会計予算についての審査を行い、分科会では、各常任委員会の所管に属する予算について審査を行いました。

まず、議案第19号 平成31年度みやま市一般会計の予算規模といたしましては18,295,000千円となっております。前年度と比較をいたしまして797,000千円の減で、率にしてマイナス4.2%で、持続可能なまちを目指しためり張り型予算となっております。

平成31年度予算のハード事業は、最終処分地の2期工事を着工するほか、新火葬施設や新ごみ処理施設に係る建設負担金など、環境衛生関連施設への予算が重点的に配分されております。一方、ソフト事業では、第3子以降給食費半額助成制度を新たに行うほか、子ども医療費の公費助成を初め、総合的な子育て支援の充実を図るとともに、定住対策や観光振興に重点を置いた予算の配分となっております。

続いて、議案第20号から議案第26号までの7件の特別会計予算について申し上げます。

7つの特別会計合計の予算は、歳入歳出それぞれ12,145,409千円とし、前年度対比80,582千円の増で、率にして0.7%の増となっております。

続いて、議案第27号、水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。収入の事業収益を554,958千円、支出の事業費用を526,176千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出については、収入を108,677千円、支出を368,838千円と見込んでおり、収支不足額の260,161千円については損益勘定留保資金などで補填するものです。

以上が平成31年度予算の概要でございます。

本年度予算は、人口減少に歯どめをかけ、持続可能なまちを目指し、バイオマスセンターや新ごみ処理施設、公営住宅など、引き続き定住促進に不可欠な生活関連社会資本の整備に重点を置いた予算となっております。

一方、自主財源の少ない本市にとって、今後、普通交付税の合併算定替えの特例が段階的に縮減され、財政状況が厳しくなることが予想される中、多様化する行政需要に対応するた

め、さらなる自主財源の確保、費用対効果を見きわめた行政改革の確実な推進及び柔軟な行政運営が求められております。

それでは、予算審査特別委員会の審査の中で出されました指摘事項について申し上げます。

まず、全体的事項といたしまして、1、予算の執行に当たっては、引き続き最少の経費で最大の効果が得られるよう努力をすること。2、予算編成方針については、市民の財政に関する関心と理解を深め、透明性の高い財政運営を行うために、ホームページ等での公開に努めること。3、税の徴収については徴収率の向上に努めること。

次に、一般会計について申し上げます。

1、消費増税に対応して円滑に各事業が行われるよう努めること。2、職員数の管理については、事業の廃止や縮小を含め、適正化計画の策定に取り組むこと。3、（仮称）みやま市総合市民センター建設予定地については、工事着工までの管理を適正に行うこと。4、未利活用の市有地については、売却や活用等の結論を急ぐこと。5、バス運行推進費補助金については、乗車状況を把握し、運用を検討していくこと。6、子育て世代包括支援センターについては、市民に対して周知の徹底を図ること。7、バイオマスセンターについては、安全・安心で効率的な施設運営並びに生ごみ分別の推進による稼働率の向上に努めること。8、農漁業の振興及び担い手育成を図るため、国・県の補助事業を活用し、生産及び意欲の向上を図ること。9、有害鳥獣駆除対策については、さらなる強化を図ること。10、清水山荘については、施設利用促進に努めること。11、樹木等が張り出している市道等については、関係機関と十分に協議を行い、通行に支障がないように対応すること。12、空き店舗対策などの商工業活性化策を積極的に行うこと。13、企業誘致については、スピード感を持って工業団地造成に取り組むこと。14、安全性と利便性の向上を図るため、生活道路及び水路の早急な整備を進めること。15、ふるさと納税による教育振興基金を活用し、学校教育の充実を図ること。16、学校再編については、計画の見直しも含め、速やかな推進を図ること。17、給食費補助については、財政状況を考慮し、計画を進めること。また、保護者等に事務負担がかからないよう支給方法については十分な配慮を行うこと。18、文化財発掘調査については、工業団地造成に支障がないよう速やかに完了すること。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

1、介護予防事業の効果を分析、検証し、事業の充実を図ること。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

1、老朽化により処理場等を更新する場合には、公共下水道及び農業集落排水の流域下水道への接続について検討すること。

以上、各会計予算についての指摘事項等について申し上げましたが、これからの行政施策に反映されること及び予算の適正な執行を要請し、議案第19号から議案第27号までの9議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

委員長、特別会計、大体この議案第19号からとなったけど、これは日程第20の議案第19号ですね。（発言する者あり）議案第26号が抜けとった。（発言する者あり）（「皆さんにお配りしたやつと僕のが違うんです」と呼ぶ者あり）

あればやってください。議案第26号が抜けておるね。ちょっと済みません、待ってください。

○予算審査特別委員長（荒巻隆伸君）続

申しわけございません。用地特別会計、1、用地の確保が必要な事業については、先行取得による円滑な事業の推進を図ること。

以上、各会計予算についての指摘事項等について申し上げましたが、これからの行政施策に反映されること及び予算の適正な執行を要請し、議案第19号から議案第27号までの9議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、日程第20、議案第19号 平成31年度みやま市一般会計予算について討論を行います。議案第19号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号 平成31年度みやま市一般会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第21. 議案第20号 平成31年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。議案第20号の討論につきましては、ただいまのところ通告がございませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号 平成31年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第22. 議案第21号 平成31年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。議案第21号の討論につきましては、ただいまのところ通告がございませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号 平成31年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第23. 議案第22号 平成31年度みやま市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。議案第22号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号 平成31年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第24. 議案第23号 平成31年度みやま市公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。議案第23号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。

議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号 平成31年度みやま市公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第25. 議案第24号 平成31年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。議案第24号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号 平成31年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第26. 議案第25号 平成31年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算について討論を行います。議案第25号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第25号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号 平成31年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第27. 議案第26号 平成31年度みやま市用地特別会計予算について討論を行います。議案第26号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第26号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号 平成31年度みやま市用地特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第28. 議案第27号 平成31年度みやま市水道事業会計予算について討論を行います。議案第27号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第27号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第27号 平成31年度みやま市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第29 議案第28号

○議長（牛嶋利三君）

日程第29. 議案第28号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第6号）についてを議題

といたします。

この議案は除斥処分となるような一身上に関する事件でございますので、井上教育長職務代理者の退場を求めます。

〔井上正明教育長職務代理者退場〕

○議長（牛嶋利三君）

これより提案理由の説明を求めてまいります。木村財政課長お願いします。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、議案第28号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第6号）について提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度みやま市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ800千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20,105,197千円といたしております。

予算書6ページからでございます。

歳入予算は、10款の地方交付税で調整をいたしております。

続きまして、予算書7ページ、歳出予算でございますが、10款1項1目、教育委員会費につきまして、平成30年4月1日から約1年にわたり教育長の職務を代理されました教育長職務代理者に対します謝礼金800千円を追加いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより提案理由の説明に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

これについては、みやま市でも初めてのこういう特別な歳出予算を組まれて追加されていると思います。もちろん、教育長職務代理ということで、今まで初めての職責ということで当然金額も含めて内容的にはわかるんですけども、この金額の算出基準というか、根拠、そこだけ教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

算出根拠について申し上げます。教育長の職務代理として勤務された日数を行事等で調べましたところ、年間100日でございました。それで、報償費で支払う金額、謝礼なんですけれども、市長の専門委員会の委員さん、その中で学識経験者や識見を有するという方の金額がうちは8千円でございます。ですので、100日の8千円ということで800千円ということに予算計上しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

単純に行事日数が100日の費用弁償が8千円だという計算で、例えば、賞与の計算とか、そういうのは全く関係なく決められたということによろしいんですか。

○議長（牛嶋利三君）

総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

あくまでもこれは謝礼という形で計算根拠を申し上げましたけれども、そういうことでございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

わかりました。

○議長（牛嶋利三君）

いいですか。壇議員が3回目で、ちょっと少なくはないか、もう少し多額な費用でよくないかというような質問があるかと思って期待しておりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。議案第28号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第28号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第28号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決をされました。

井上教育長職務代理者の入場を許します。

〔井上正明教育長職務代理者入場〕

日程第30 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第30. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下、委員会におきまして調査中の事件について、会議規則第111条の規定によって、お手元にお配りをいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とする

ことと決定をいたしました。

議会報編集特別委員会及び議会改革調査特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしておきます。

ここで皆さん方にお諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。平成31年第1回みやま市議会定例会を閉会いたします。

午前11時52分 閉会

上記会議の次第は、田中裕樹の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利三

みやま市議会副議長 荒巻 隆伸

みやま市議会議員 古賀 義教

みやま市議会議員 前原 武美